

奈良市立学校の保護者の皆様

奈良市教育委員会事務局
地域教育課長
学校教育課長
保健給食課長

新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応について（お知らせ）

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、本市の市立学校において、児童生徒又は教職員、バンビーホームの支援員等が新型コロナウイルスに感染した場合の対応を、下記のとおりとさせていただきます。

今般、県内でも感染が拡大している傾向がみられることから、児童生徒及びご家族の方におかれましては、今後も引き続き十分な健康観察に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 想定される場合とその対応

- (1) 児童生徒及び教職員等（当該小学校に所在するバンビーホーム支援員を含む）が感染した場合
→ 当該校・バンビーホームを臨時休業*します。（消毒や濃厚接触者の特定に必要な期間として、概ね5日間）

*学校・バンビーホームの臨時休業について

学校臨時休業については、感染者における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、保健所と協議し、その必要期間、範囲（学級、学年、全校）を決定しお知らせします。なお、学校臨時休業の範囲に指定された以外については当該校において通常授業を行う予定です。

- (2) 児童生徒及び教職員等（当該小学校に所在するバンビーホーム支援員を含む）が濃厚接触者の場合
(3) 児童生徒及び教職員等（当該小学校に所在するバンビーホーム支援員を含む）の同居の家族が濃厚接触者の場合
(4) 児童生徒及び教職員等（当該小学校に所在するバンビーホーム支援員を含む）が発熱・咳など風邪症状がある場合
→ (2)～(4)のいずれも、当該校・バンビーホームは通常運営します。

2 その他

- ・児童生徒、又は児童生徒の同居の家族が上記(1)～(4)に該当する場合は、速やかに学校へ連絡（バンビーホームに登録されている場合には、ホームにも連絡）してください。その際、自宅待機等の対応については、関係機関からの指導に基づき、個別の対応となります。
- ・(1)～(4)以外の場合においても、気になる点等がある場合には学校へご連絡ください。
- ・本通知の内容は、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等に応じて、変更する場合や緊急の対応を行う場合があります。

奈良市教育委員会事務局	
地域教育課	34-5441
学校教育課	34-4763
保健給食課	34-4830